

# 同一労働同一賃金

10月18日(月)

10月26日(火)

対応相談会

最高裁判所が同一労働同一賃金について重要な判決を下しています！

対策必須の重要判決！

中小企業でも、令和3年4月1日からこの法律が適用されています！

- ①アルバイト職員である大学事務員に対する**ボーナスの支給** について
- ②契約社員である売店店員に対する**退職金の支給** について
- ③契約社員である郵便局員に対する**住宅手当、扶養手当、年末年始勤務手当、夏期・冬季休暇の付与、有給の病気休暇の付与** 等について

役職手当、資格手当、皆勤手当、無事故手当...**パートも正社員と全く同じように支給**しないといけないの？

アルバイトには**ボーナス・退職金**は支給していないが、必要か？

## 給与支給明細書

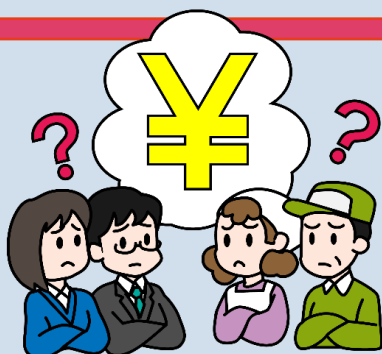
基本給	役職手当	資格手当	通勤手当	家族手当	食事手当	賞与
200,000	10,000	20,000	10,500	2,000	3,000	

正社員とパートの勤続年数が同じなら、基本給は同じ金額にしないといけない？

正社員だけ**家族手当**を支給している。これは問題あるだろうか？

正社員は**交通費の上限**が20,000円、パートは上限が10,000円。これはOK？

勤務時間の短いパート・アルバイトには**食事代**は支給しなくてもいい？



給与以外で検討すべき問題も

- ・慶弔休暇取得／病気休職
- ・教育訓練の受講可否
- ・福利厚生施設の利用...など

👉お申し込みは裏面より

# 新型コロナ対応 無料相談会

コロナウイルスの感染拡大、会社の対応は…

- ☑ 従業員やその家族に**感染者が発生**したらどうする？
- ☑ **ワクチン接種者**のために特別休暇が必要？
- ☑ **「緊急事態宣言」**に、会社はどう対応するべき？
- ☑ **テレワーク・時差出勤**を実施するとき、就業規則はどうすれば？
- ☑ 売上が低下しているが、利用可能な**助成金**等はある？

コロナウイルスの感染拡大と、それに伴う経済活動の縮小はいまだ終わりが見えません。身の回りでも感染した方が出たという話を聞く機会も増えているのではないかと思います。従業員やその家族に感染者や濃厚接触者が出た場合の対応など、お気軽にご相談ください。

## 無料個別相談会申込用紙

希望会場	<input type="checkbox"/> 庄司茂事務所(神戸)神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビルセミナールーム <input type="checkbox"/> 庄司茂事務所(姫路)姫路市安田4-36 マサミビル2F		
	<input type="checkbox"/> オンライン相談希望 (パソコンをご用意ください。ソフトは不要です。)		
希望日	<input type="checkbox"/> 10/18 (月) <input type="checkbox"/> 10/26 (火) (希望時間の☑につきましては、2つ以上お願いします。)		
時間	<input type="checkbox"/> 10:00~ <input type="checkbox"/> 11:00~ <input type="checkbox"/> 12:00~ <input type="checkbox"/> 13:00~ <input type="checkbox"/> 14:00~ <input type="checkbox"/> 15:00~ <input type="checkbox"/> 16:00~ <input type="checkbox"/> 17:00~		
会社名		業種	従業員数
会社情報	〒		
	TEL(必ずご記載ください)		FAX
ご参加者	①御役職・御芳名		メール
	②御役職・御芳名		メール

お申込みFAX：0120-38-3399

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。(※ FAX以外でご希望の場合 受付票は TEL メール希望) もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊社事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)



社会保険労務士法人  
庄司茂事務所

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル6F  
TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035  
姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F  
TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040